

2025年日本国際博覧会における建築物、興行場及び その他環境衛生関係施設衛生対策マニュアル

1 目的

このマニュアルは、2025年日本国際博覧会食品衛生及び環境衛生対策要綱に基づき、建築物、興行場及びその他環境衛生関係施設（以下「建築物等」という。）に係る環境衛生対策について必要な措置を講ずることにより、環境衛生上の危害の発生を防止し、もって来場者等の健康を保持することを目的とする。

2 基本方針

目的の達成のため、会場衛生監視センターが公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）やその他関係機関と連携し、次の事業を実施することで2025年日本国際博覧会（以下「博覧会」という。）会場内における環境衛生対策の徹底を図る。

- (1) 建築物等に対する監視指導
- (2) 建築物等の施設管理者等に対する知識の普及啓発並びに自主衛生管理の推進
- (3) 来場者等からの建築物等に係る苦情相談対応

3 対象施設

本マニュアルの対象施設は博覧会会場内の次に掲げる施設とする。

- (1) 建築物衛生法第2条第1項に規定する特定建築物
- (2) (1) 以外の建築物で、特定用途に供される部分があり、多数の者が利用し、又は使用する建築物（以下「一般建築物」という。）
- (3) 興行場法第1条第2項に規定する興行場営業を行う施設（以下「興行場」という。）
- (4) その他環境衛生関係施設

環境衛生上の危害の発生を防止するため、管理に注意が必要と認められる施設（修景施設等）

4 実施内容

(1) 開催前の対策

ア 事業者向け講習会

特定建築物及び一般建築物の施設管理者等に対し、建築物の適正な衛生管理についての啓発指導を行う。

イ 自主衛生管理の推進

特定建築物、一般建築物及び興行場の施設管理者等に自主管理点検表を配付し、自主衛生管理による適正な維持管理を行うよう指導する。

ウ その他

開催中の対策を円滑に実施するため、協会その他関係機関と連携し、建築物等の施設設備の把握に努める。

(2) 開催中の対策

ア 施設の監視指導

(ア) 維持管理状況を確認するため、対象施設に立入調査（自主管理点検表等の帳簿類の確認、空気環境測定及び水質検査等）を実施し、調査結果に応じて改善指導を行う。

(イ) その他環境衛生関係施設において、採水検査等を実施し、必要に応じて助言や指導を行う。

イ 自主衛生管理の推進

対象施設管理者等に啓発チラシ等を配付し自主衛生管理による適正な維持管理を行うよう指導する。

ウ 来場者等からの苦情相談対応

来場者等から建築物等に係る苦情相談が寄せられた際には、詳細な内容を確認し、必要に応じて現地調査等を行い、施設管理者等に対して指導を行う。

5 その他

このマニュアルの実施に関し、必要な事項は別途定める。